# 令和4年

第6回教育委員会(定例会)会議録

## 令和4年 第6回教育委員会(定例会)会議録

期日:令和4年5月20日(金)

開会:午後2時00分 閉会:午後3時00分

場所:上天草市役所松島庁舎3階大会議室

## 1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和4年第5回(4月定例会)の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第54号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 「議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第56号] 令和4年度就学援助の認定について

日程第8 [議案第57号] 上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則の一部を改正する 規則の制定について

日程第9 [議案第号58] 上天草市地区公民館主事の解任及び任命について

日程第10「議案第59号 上天草市社会教育委員の委嘱について

日程第11 [議案第60号] 上天草市文化財保護委員の委嘱について

日程第12「議案第61号」 上天草市立図書館協議会委員の任命について

日程第13 [議案第62号] 上天草市地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第14 諸報告

#### 2 出席委員

山下勝一(委員)、濵﨑千賀子(委員)、辻本幸之助(委員)、岩﨑宏保(委員) 高倉利孝(教育長)

#### 3 欠席委員

なし

#### 4 議場に出席した者

赤瀬耕作(教育部長)、宮﨑真司(学務課長)、谷上健作(教育審議員)、川本宜史(学務課長補佐)、小浦嘉彦(社会教育課長)、平井義郎(社会教育課長補佐)、井上照彩(学務課主事)

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の大要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午後2時00分

○教育長(高倉利孝君) それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長(高倉利孝君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に、岩﨑委員及び川本学務課長補佐を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 令和4年第5回(4月定例会)会議録の承認について

- ○教育長(高倉利孝君) 次に日程第2。「令和4年第5回(4月定例会)会議録の承認について」 を議題といたします。皆さんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等があ りましたらよろしくお願いいたします。
- ○教育長(高倉利孝君) よろしいですか。それではお諮りいたします。第5回定例会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

○教育長(高倉利孝君) 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○教育長(高倉利孝君) 次に日程第3。「教育長諸般の報告」を行います。資料は議案書1ペー ジをご覧ください。沢山ございますので、4点ほどご報告いたします。まず、4月26日、令 和4年度生きる力推進会議が行われました。参加者は研究指定を受けた学校長2名と小・中学 校代表校長3名の参加者でした。本年度の発表校は中南小学校長、松本誉校長先生で、11月 2日午後の研究発表の予定でございます。昨年度はオンラインによりまして参加者は、お1人 だけでございましたが、本年度も研究発表会となるか、オンラインとなるかは未定でございま すが、決まりましたらご連絡いたします。また、来年度の令和5年度発表校は今津小学校で、 緒方義弘校長先生です。続きまして、5月9日、令和4年度熊本県都市教育長協議会が行われ まして、例年と同じように本年度の事業計画と予算の決定でございました。本年度の役員で発 表者を決定するようになっておりました。再来年度、令和6年度は上天草市が発表となってお ります。続きまして、5月12・13日です。全国教育長協議会定期総会山口大会が、山口市 で、1泊2日で実施されました。2年度と3年度はコロナ禍によりまして中止でございました から、3年ぶりの開催ということで皆さん明るい表情で参加されておりました。研修の中に文 部科学省の講話がございまして、その中から4点ほど皆さんにご報告したいと思います。まず 1点目は、一人一台の端末タブレット配備でございますが、100%ほどが出来たということ です。これからは先生方の教育環境の改善に努めるということで、GIGAスクール運営支援 センターというものを、各都道府県に配備してICT支援員を提供したいというお話でござい ました。続きまして2つ目は、デジタル教科書です。新聞等でも大変話題になっておりますが、 学習者用のデジタル教科書は、無償給与の対象外のために、費用については教育委員会が負担 するようにとなっております。使用するかどうかは、学校の判断に任せるということになって おります。ただいま新聞等でも問題視されておりますが、リスクがあります。目が悪くなる、 授業中に勉強と関係ないゲームをしてしまう、先生に見えないものですから、都会の学校では、 新聞によりますとクラスに4・5人は、注意するとその時は止めるけれども、再び始めるので、 取り上げると最後まで先生について回って返せと言うような状況が新聞で報道されておりまし た。そういう事も含めてこれからのデジタル教科書については、検討が必要ということになり ます。3つ目は、教員の免許更新制度が改正となりました。その後の研修については、校長及 び教員ごとに研修等に関する記録を作成するようにとなっております。つまり県教委が一人ひ とりの先生方の研修経歴をきちんとまとめ上げます。ですから個人の参加した研修について、 点呼を取っていくという内容でございます。このようにチェックをして、更新制度が無くなっ ても先生方の指導力を落とさない工夫をしているとのことです。最後の4つ目、コロナ感染対

策と物価上昇に伴う学校給食費の負担軽減ということで、臨時の交付金が出ますので、活用してくださいということです。なお、本市の教育委員会では、6月の議会に補正予算要求として400万ほど挙げてございます。教育部長が値上がりを早く察知されて、手を打っていただきましたので、今度の6月の議会で400万円が承認されれば、配布が可能ということです。続きまして、5月17日、天草郡市中体連役員の方が来庁されました。内容は、中体連大会の会場使用についてお願いに来られました。アロマの会場と大矢野総合体育館を例年使用されております。また、郡市の駅伝は、第2瀬戸大橋の工事で道路が使えないということで、今まで同様、陸上競技場の周回コースを使っての駅伝大会となります。それから県大会は、天草が使えないので人吉市の会場で今のところ進められております。天草からの代表として、確か2チームか3チーム参加するのではないかと予想しております。以上で教育長の諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長(高倉利孝君) 次に、日程第4「非公開とする審議事項について」意見を伺います。 日程第5「議案第54号」、日程第6「議案第55号」、日程第7「議案第56号」及び日程第 14、諸報告の第2「不登校児童・生徒の状況について」、第3「いじめの状況について」、第 4「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、 これにご異議ありませんか。

「「異議ありません」という声あり】

**〇教育長(高倉利孝君)** 異議なしと認め、「議案第54号」、「議案第55号」、「議案第56号」 及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第54号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- ○教育長(高倉利孝君) それでは、日程第5。議案第8号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。
- ※【 議案第54号から議案第56号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】
- ※【秘密会議終了】

日程第8 議案第57号 上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則の一部を改正する 規則の制定について

- ○教育長(高倉利孝君) それでは、日程第8。議案第57号「上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- ○学務課長(宮崎真司君) 議案書の5ページをお願いいたします。議案第57号「上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則の一部を改正する規則の制定について」。上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則の一部を改正する規則を次のように制定することとします。令和4年5月20日提出。上天草市教育長名。上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則の一部を改正する規則の内容について説明します。9ページの新旧対照表をご覧ください。第9条と第10条を2条ずつ繰り下げ、第11条と第12条にし、第8条の次に2条を加えます。(執行等についての校長への委任)第9条 奨励費の支給の決定を受けた者は、奨励費に関する請求、受領及び執行について校長に委任することができる。第2項 委任を受けた校長は、奨励費の請求、受領及び執行について、善良な管理者の注意をもって事務を処理しなければならない。と校長への奨励費の請求、受領等の委任及びその管理について規定しています。

(支給方法等) 第10条 奨励費の支給は、支給の決定を受けた者から委任を受けた校長に対 して行うものとする。校長は、口座振込の方法により奨励費の支給を受けることができる。 第2項 市は校長からの依頼により、奨励費の支給の決定を受けた者の申請に基づく金融機 関の口座へ、口座振込により支給することができる。と、第1項では、学校の口座への振込、 第2項では、決定を受けた者への振込について規定しています。次ページをご覧ください。 様式第1号の改正について、記載しています。内容としては、委任事項が学務課長から校長 へ委任する旨について修正し、また、現在の運用に併せ、文言の削除等を行っています。 1 1ページの概要をご覧ください。改正の理由としましては、本市の特別支援教育就学奨励費 (以下「奨励費」という。)の支給については、各小中学校より提出された支給調書に基づき、 各認定者の口座又は学校口座を経由した現金による支給を行っているところであるが、現在、 このことに関する根拠規定が明確に定められておらず、奨励費の現金支給を可能とする根拠 と 代理受領の承諾について、学校より要望もあっており、その明確な根拠規定を定める必 要があることから、関係規程を整備するものです。施行日は、令和4年5月20日となりま す。議案書の8ページにお戻りください。提案理由につきましては、上天草市特別支援教育 就学奨励費の支給については、各小中学校より提出された支給調書に基づき、支給を行って いるところであるが、現在、このことに関する根拠規定が明確に定められていないため、関 係規程を整備するものです。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改 廃することについては、同規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。 これが、この議案を提出する理由です。ご審議いただき、御承認くださいますよう、よろし くお願いいたします。

○教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

「「ありません」という声あり]

**〇教育長(高倉利孝君)** それでは、お諮り致します。議案第57号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

**〇教育長(高倉利孝君)** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。

日程第9 議案第58号 上天草市地区公民館主事の解任及び任命について

- **○教育長(高倉利孝君)** それでは、日程第9。議案第58号「上天草市地区公民館主事の解任 及び任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- ○社会教育課長(小浦嘉彦君) 議案書9ページをお願いします。議案第49号「上天草市地区公民館主事の解任及び任命について」ご説明いたします。社会教育法第28条の規定に基づき、上天草市地区公民主事を次のとおり解任及び任命するものでございます。今回は、今津地区から業務等の都合による変更の申し出がありましたので、議案書記載のとおり公民館主事を解任及び任命するものでございます。任期につきましては、前任者の残任期間の令和4年6月1日から令和6年3月31日まででございます。提案理由といたしまして、地区公民館の円滑な運営を図るため、公民館主事を解任及び任命するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

[「ありません」という声あり]

**〇教育長(高倉利孝君)** それでは、お諮り致します。議案第58号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

**〇教育長(高倉利孝君)** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。

日程第10 議案第59号 上天草市社会教育委員の委嘱について

- **○教育長(高倉利孝君)** それでは、日程第10。議案第59号「上天草市社会教育委員の委嘱 について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- ○社会教育課長(小浦嘉彦君) 議案書13ページをご覧ください。議案第59号「上天草市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。上天草市社会教育委員設置条例第2条の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する者につきましては、議案書に記載の1番の松田真也さんをはじめ10名でございます。新規委嘱者は、1番の松島町の松田真也さんと4番の大矢野町の宮﨑寛さんの2名で、他8名につきましては再任でございます。任期につきましては、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間でございます。提案理由といたしましては、委員の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。
- **○委員(山下勝一君)** 新規委嘱者の経歴を簡単に教えてください。
- **〇社会教育課長(小浦嘉彦君)** 松田真也さんにつきましては、令和4年3月まで学務課の教育 審議員で、4月から松島中学校の校長先生です。宮﨑寛さんは元学校長で、令和3年4月から 人権擁護委員をされております。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 他にございませんか。

[「ありません」という声あり]

**○教育長(高倉利孝君)** それでは、お諮り致します。議案第59号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

**〇教育長(高倉利孝君)** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。

日程第11 議案第60号 上天草市文化財保護委員の委嘱について

- ○教育長(高倉利孝君) それでは、日程第11。議案第60号「上天草市文化財保護委員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- ○社会教育課長(小浦嘉彦君) 議案書15ページをご覧ください。議案第60号「上天草市文化財保護委員の委嘱について」ご説明いたします。上天草市文化財保護委員会設置条例第2条及び第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する者につきましては、議案書に記載の1番の山川清英さんをはじめ14名でございます。新規委嘱者は、3番の橋本辰雄さん、5番の渡辺均さん、6番の植野正さん、7番の福田清一さん、10番の永森直子さん、11番の竹本健朗さんの6名で、他8名につきましては再任でございます。新規委嘱者の経歴につきまして、橋本辰雄さんは、元学校長で現在、郷土史研修同好会の会員です。渡辺均さんは、元市職員で元湯島地区公民館長です。植野正さんは、現在、阿村潟きり踊り保存会会長をされています。福田清一さんは、合津神社の神主で市の社会教育委員をされており、

永森直子さんは、元いじめアドバイザーです。竹本健朗さんは、元二間戸地区公民館長で姫戸地区の地域学校協働活動推進委員をされています。任期につきましては、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間でございます。提案理由といたしましては、委員の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

[「ありません」という声あり]

**○教育長(高倉利孝君)** それでは、お諮り致します。議案第60号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

○教育長(高倉利孝君) ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。

日程第12 議案第61号 上天草市立図書館協議会委員の任命について

- ○教育長(高倉利孝君) それでは、日程第12。議案第61号「上天草市立図書館協議会委員 の任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- ○社会教育課長(小浦嘉彦君) 議案書17ページをご覧ください。議案第61号「上天草市立図書館協議会委員の任命について」ご説明いたします。上天草市立図書館条例第23条及び図書館協議会設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり任命するものでございます。委嘱する者につきましては、議案書に記載の1番の加島政幸さんをはじめ10名で、全員が再任でございます。任期につきましては、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間でございます。提案理由といたしましては、上天草市図書館協議会委員の任期満了に伴い任命するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

「「ありません」という声あり]

**〇教育長(高倉利孝君)** それでは、お諮り致します。議案第61号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

**〇教育長(高倉利孝君)** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。

日程第13 議案第62号 上天草市地域学校協働活動推進員の委嘱について

- **○教育長(高倉利孝君)** それでは、日程第13。議案第62号「上天草市地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- ○社会教育課長(小浦嘉彦君) 議案書18ページをご覧ください。議案第62号「上天草市地域学校協働活動推進委員の委嘱について」ご説明いたします。上天草市地域学校協働活動推進委員設置要綱第5条の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する者につきましては、教良木小学校区の山下秀幸さんで、新任でございます。経歴につきましては、元市職員で教良木小学校の学校運営協議会の委員をされています。任期につきましては、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間でございます。提案理由といたしましては、

当該学校区の学校長から推薦があった地域学校協働活動推進員を委嘱するもので、附属機関の 委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関することは、上天草市教育長に対する事務委任 規則第2条第9号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これがこの議案を提出す る理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

**〇教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

[「ありません」という声あり]

**〇教育長(高倉利孝君)** それでは、お諮り致します。議案第62号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

**〇教育長(高倉利孝君)** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。

日程第14 諸報告

- **○教育長(高倉利孝君)** 次に、日程第14。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1 「6月の行事予定について」の説明をお願いします。
- ○教育審議員(谷上健作君) 6月の行事予定についてご説明させていただきます。資料の19ページをご覧ください。学務課関係になります。6月は心のきずなを深める月間となっております。7日が6月市内校長会議を行います。10日に道徳教育推進教師研修会を庁舎の方で予定しております。続きまして、20ページになります。研究所関係の方、18日・19日の土日を使いまして、郡市中体連夏季総合大会が行われる予定です。学務課関係で22日、教育委員会議が行われます。24日、児童会・生徒会担当者会議並びに社会教育課関係、地区公民館長・主事合同会議を行う予定です。28日、第1回市内初任者研修を市内の3園で行いたいと考えております。最後30日です。社会教育課関係で、いきいき成人大学を行う予定です。以上です。
- **〇教育長(高倉利孝君**) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、 何か質疑はございませんか。
- **〇委員(岩崎宏保君)** 初任者研修に参加される先生は何人いらっしゃいますか。
- **〇教育審議員(谷上健作君)** 10人ほどです。  $3人 \cdot 3人 \cdot 4$ 人に分けて3つの園で行おうと思っております。
- ○委員(岩崎宏保君) それは教諭だけですね。
- **〇教育審議員(谷上健作君)** そうです。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 他にございませんか。 [「ありません」という声あり]
- ○教育長(高倉利孝君) 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。
- ※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】
- ※【秘密会議終了】
- **〇教育長(高倉利孝君)** 次に、報告第5「後援名義使用承認の報告について」説明をお願いします。
- **○学務課長(宮崎真司君)** 「名義後援等の承認について」報告いたします。学務課では、1件 ございます。21ページをご覧ください。行事名が「令和4年度 熊本県中学生バスケットボール優勝大会」で、県内の予選を勝ち抜いた男子34チーム、女子47チームの約800人が

- 参加するトーナメント戦です。主催は、「熊本県バスケットボール協会」で、大会は5月28日 (土)、29日(日)、6月4日(土)の3日間開催され、大矢野総合体育館では28日、29日の2日間、実施されます。学務課分は以上です。
- ○社会教育課長(小浦嘉彦君) 次に、社会教育課を1件ご報告いたします。行事名は「家庭倫理の会天草 くま RIN 子育てセミナー」で、開催趣旨につきましては、記載のとおりでございます。主催者は「家庭倫理の会天草」で、5月21日(土)に大矢野自然休養村管理センターにおいて開催される予定で、市民20人程度の参加が見込まれております。報告は以上です。
- ○教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、 何か質疑はございませんか。

[「ありません」という声あり]

**〇教育長(高倉利孝君)** 以上で、予定された議案は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。

[「ありません」という声あり]

**〇教育長(高倉利孝君)** それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後3時00分